用語のご説明

◆パンフレットの中でわからない用語などありましたら、こちらの用語のご説明をご参照ください。

	用語	ご説明
い	医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
	医学的他覚所見	病気の症状が、医師により客観的に（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより）認められる異常所見をいいます。
し	傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故（転倒、交通事故、運動中の打撲・骨折などの外的要因による事故）によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	疾病（病気）	上記の傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
	縮小割合	実際の損害額に対して減額して支払う場合の割合をいいます。歯科治療費用補償特約の場合は50%、つまり半額のお支払いとなります。
	宿泊施設	宿泊することを主たる目的とする施設で、主に次の施設をいいます。 ①企画旅行または手配旅行において手配された施設②ホテル、旅館、コンドミニアムまたはこれに類する施設 なお、アパートなどの主たる目的が賃貸の施設は含みません。
ほ	保険期間	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が払い込まれていない場合は、補償の対象となる事由が発生しても保険金は支払われません。
	保険金	補償の対象となる事由によって損害が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり弊社とご契約者とで定める金額（ご契約金額）で、弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
	保険年度	初年度については保険期間の初日から1年間、また、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
り	旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの行程をいいます。

■ 告知義務・通知義務について

お申込みの際、お引受け・保険料を決定するために申込書の告知欄で弊社がお伺いする事項（告知事項）については、事実を正確にご記入いただく「告知義務」があります。また、ご契約いただいた後も、保険証券記載の事項に変更が生じたときは、保険会社に通知いただく「通知義務」があります。故意または重大な過失により事実を告知されなかったり事実と異なる告知をされますと「告知義務違反」として、また、変更の生じた事実を遅滞なく通知されなかった場合は「通知義務違反」として、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

■ 事故の通知について

この保険の対象になる事故が発生した場合には、事故の発生の日から30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。賠償事故が発生した場合も、事故の発生の日から30日以内にご連絡のうえ、その後の手続きにつきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようにご注意ください。
なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合せください。
- ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp

お問合せ・お申込みは

大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤル
TEL：0120-622-511（通話料無料）
午前9時〜午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

取扱代理店：株式会社 大学生協保険サービス
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-12-4

B71-752 (B-002818 2015-08) 8-13 30M (TF)

観光 留学 出張 駐在 その他

つながる元気、ときめきキャンパス。

無保険渡航者"ゼロ" 大学生協の願いです。

2013年10月1日以降補償開始契約用

電話・インターネットで申し込める

大学生協がおすすめする AIUの海外旅行保険・海外留学保険

治療・救援費用無制限プラン※1

持病・既往症も補償※2

海外旅行保険 AIU Member of AIG

お申込み・お問合せ

http://hoken.univcoop.or.jp 大学生協 AIU 検索

【大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤル】（通話料無料）

0120-622-511

受付時間9:00〜17:00
土・日・祝日および
年末年始を除く

曜日、時間帯によっては電話がつながりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは中面をご覧ください。

※1 無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。
※2 保険期間31日までのご契約の場合、既往症については、疾病に関する応急治療・救援費用補償特約により、300万円を限度に補償されます。

2013年8月版

AIUの海外旅行保険は さまざまなリスクを 幅広くカバーし、海外旅行に行かれる お客さまの不安を解消します。

目　次

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合について、必ず本パンフレット P.11～14 でご確認ください。

ご自身がケガをしたり、病気になったりした場合

傷害死亡／疾病死亡

ケガまたは病気が原因で亡くなられた

傷害後遺障害

旅行中の交通事故のケガが原因で、後遺障害が生じた

緊急歯科治療費用

保険期間31日まで

旅行中に急に歯が痛くなった（注1）

（注1）緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理をいいます。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、予防治療、あらかじめ予定・予測されていた治療など、保険金をお支払いできない場合があります。

治療・救援費用

階段で転倒して骨折

盲腸で入院

ケガや病気で長期入院し、日本から家族が現地に駆けつける

疾病応急治療・救援費用

保険期間31日まで

旅先で旅行前にかかっていた病気が急激に悪化（注2）

（注2）旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合など、保険金をお支払いできない場合があります。

他人にケガをさせたり、あやまって物を壊したりした場合

個人賠償責任／個人賠償責任（長期用）

お湯を出しっぱなしで寝てしまい、水浸しになり、修理費を請求された

ご自身の持ち物が盗難にあったり あやまって壊したりした場合

携行品／生活用動産（注3）

カメラを落とし、壊してしまった

（注3）携行品（パスポートを含みます。）の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。

航空機の遅延など、その他の場合

New

旅行事故緊急費用（注4）

保険期間31日まで

航空会社に預けた手荷物が出てこない（注5）

悪天候で、搭乗予定の航空機が飛ばなかった（注6）

列車が運休したため、急きょタクシーで空港へ向かった

（注4）公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって次の費用を負担した場合に補償の対象となります。
①交通費　②宿泊施設の客室料　③食事代
④国際電話料等通信費　⑤渡航手続費
⑥渡航先での各種サービス取消料　⑦身の回り品購入費
（注5）保険期間32日以上のプランでは、「航空機寄託手荷物遅延」により補償されます。
（注6）保険期間32日以上のプランでは、「航空機遅延費用」により補償されます。

AIUには、実際このような海外での事故が報告されています。

マラリアにかかり、現地の病院に入院する。日本から家族が現地に駆けつける。

約1,460万円　治療・救援費用

ホテルへ向かう途中、急に歩行困難になり、現地で治療を受け、看護師同行のうえ日本へ移送される。

約940万円　治療・救援費用

ホテルのバスタブの水をあふれさせてしまい、下の階が水浸しになり、カーペットの張り替え費用を請求された。

約71万円　個人賠償責任

2012年4月 AIU調べ

AIUの3つの安心ポイント!

◆裏表紙に「用語のご説明」をご用意していますので、こちらも一緒にご覧ください。

POINT 1　AIUアシスタンスセンターにおまかせ!!

（イメージ）

キャッシュレス・メディカルサービス

医師・病院の紹介、手配

入院・転院の手配

緊急移送時の輸送機関の手配

付添医師・看護師の手配

入院時のご家族への状況報告

電話による医療通訳サービス

医療情報の提供

捜索・救援機関の紹介・手配、救援者のホテルなどの手配

パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内

弁護士の紹介・手配

保険金請求に係わるご相談受付

AIUアシスタンスセンターでは、ご連絡をいただいてからお客さまの状況に適したサービスをご案内します。

POINT 2　キャッシュレス・メディカルサービスを提供

（イメージ）

［キャッシュレス・メディカルサービス］とは…米国を中心に、世界55万ヶ所以上の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

■ご利用方法

STEP1　AIUアシスタンスセンターにご連絡ください。
▶ STEP2　病院の受付カウンターにお越しください。
▶ STEP3　AIUの海外旅行保険インシュアランスカード（契約証）をご提示ください。
▶ STEP4　病院が案内する所定の書類またはAIU指定の保険金請求書をご記入ください。

■ご利用に際しての注意

＊「緊急歯科治療費用」については、上記サービスはご利用になれません。
＊保険の対象とならない費用や保険金額（ご契約金額）を超えた部分の費用については、上記サービスはご利用になれません。
＊医療機関側の理由などで上記サービスを受けられない場合もあります。受診前にAIUアシスタンスセンターまたは病院へご確認ください。

POINT 3　こんなケースもAIUなら幅広くカバー

保険期間31日までの契約に限り補償

健康告知不要!

緊急な歯科治療について（注1）

ご旅行中に生じた急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を補償します（10万円限度）。

持病・既往症について（注2）

「持病・既往症」について、応急治療費用などが補償される特約をセット（300万円限度）。旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化した場合も補償されますので、ご安心いただけます。

妊娠について

妊娠初期の異常による症状（妊娠満22週以後の発症は除きます。）も補償されます。

（注1）緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。
（注2）旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合や、温泉療法、はり、灸、カイロプラクティック、整体、リハビリテーションなどは、保険金をお支払いできません。
詳しくはこのパンフレット内P.11～14の「海外旅行保険の概要」をご確認ください。

■観光・出張など目的の方……プランはP.5へ
■留学目的の方……………………プランはP.7へ

AIUの海外旅行保険・海外留学保険のお申込み

インターネットでのお申込み(パソコンのみ)

お支払いはクレジットカード、コンビニ、ATM、ネットバンキングから選べます

詳しくはこちらへアクセス!

http://hoken.univcoop.or.jp/aiu/

※ご契約前にホームページ上の「オンライン契約ご利用条件」「重要事項説明書」を必ずお読みいただき、「重要事項説明書」はWEB画面を印刷して大切に保管してください。

電話でのお申込み(海外に行かれるご本人様よりお電話ください。)

手軽なコンビニ払い

*1 保険料をお支払いいただいた時点で補償は開始しますが、契約証がお手元に届くまでに5～10日程度かかる場合があります。ご出発までに契約証がお手元に必要な場合には、出発の2週間前までにお申し込みください。

～カンタン!便利な「てれコンビニ」のお申込手順～

【大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤル】(通話料無料)

0120-622-511 受付時間9:00～17:00 土・日・祝日および年末年始を除く

(携帯電話からもご利用いただけます)

海外に行かれるご本人様よりお電話ください。
曜日、時間帯によっては電話がつながりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。
【重要】お電話の前に、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みいただき、内容をご承認後、お申し込みください。

お名前、ご住所、ご契約タイプ、旅行期間、告知事項など、ご契約に関する内容を伺います。また所属生協コードが必要となりますので、右ページの**所属生協コード一覧表**でご自分の所属生協コードをご確認ください。

※お伺いした内容によっては、別のお申込方法をご案内する場合があります。
※お電話の中で本人確認をさせていただきます。また、伺った内容の再確認のため音声録音させていただきます。
※告知事項は、P15重要事項説明書 注意喚起情報のご説明「2.告知義務など」をご覧ください。

お申し込みいただいた当日に、「保険加入依頼確認書(兼コンビニ払込票)」を発送します。
到着後、ご契約内容をご確認のうえ、コンビニエンスストアで保険料を払い込みください。

保険の補償は、保険料を払い込みいただいた時点で開始します。出発当日、空港に向かうまでの間の事故など*2も補償の対象となりますので、ご出発前日までに払い込みされることをおすすめします。

*2ご自宅出発前に保険料を払い込みいただいていない場合(空港に向かう途中のコンビニで払い込みいただく場合など)には保険料を払い込みいただいた時点で契約は成立し補償が開始されます。

契約証は、コンビニ入金確認後に発行し、郵送します。
※契約証が届く前に出発される場合でも、保険は有効です。その場合は保険加入依頼確認書の控えとコンビニのレシートを控えとして必ずお持ちください。

何でもお気軽におたずねください!

【大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤル】(通話料無料)
0120-622-511 受付時間9:00～17:00 土・日・祝日および年末年始を除く

●ご契約タイプに関するご質問　●インターネット加入に関するご質問　●てれコンビニに関するご質問
●ご契約後の変更　●加入(付保)証明書の発行依頼　●その他各種お問合せ

「2013.04 現在」

所属生協コード一覧表

○「大学生協がおすすめするAIUの海外旅行保険・海外留学保険」は大学生協組合員向け商品です。

コード	会員生協名
	北海道地域
4826	小樽商科大学生活協同組合
4834	帯広畜産大学生活協同組合
4842	北見工業大学生活協同組合
4982	釧路公立大学生活協同組合
4983	公立はこだて未来大学生活協同組合
4869	札幌学院大学生活協同組合
4851	札幌大学生活協同組合*
4877	北星学園生活協同組合*
4885	北海学園生活協同組合*
4923	北海道教育大学生活協同組合
4958	北海道大学生活協同組合
4966	室蘭工業大学生活協同組合
4974	酪農学園生活協同組合*
	東北地域
4991	秋田大学生活協同組合
5491	岩手大学生活協同組合
5849	岩手県立大学生活協同組合
5555	尚絅学院大学生活協同組合*
5563	東北学院大学生活協同組合
5571	東北工業大学生活協同組合
5580	東北大学生活協同組合
5598	弘前学院生活協同組合
5750	弘前大学生活協同組合
5768	福島大学生活協同組合
5776	大学生活協同組合みやぎインターカレッジコープ
5784	宮城学院生活協同組合
5792	宮城教育大学生活協同組合
5814	宮城大学生活協同組合
5822	盛岡大学生活協同組合*
5831	山形大学生活協同組合
	東京地域
5857	麻布大学生活協同組合
5865	足利工業大学生活協同組合*
5873	跡見学園女子大学生活協同組合
5890	茨城大学生活協同組合
5881	茨城キリスト教学園生活協同組合
5903	宇宙科学研究所生活協同組合
5911	宇都宮大学消費生活協同組合
5920	桜美林学園消費生活協同組合
5938	太田情報・医療・自動車専門学校生活協同組合
5946	お茶の水女子大学消費生活協同組合
5962	神奈川大学生活協同組合
5971	群馬大学生活協同組合
5989	慶應義塾生活協同組合
6179	工学院大学学園生活協同組合
6187	埼玉大学生活協同組合
6195	芝浦工業大学消費生活協同組合
6209	十文字学園生活協同組合
6217	淑徳大学みずほ台生活協同組合
6225	首都大学東京生活協同組合
6233	昭和大学生活協同組合
6705	白梅学園生活協同組合
6250	信州大学生活協同組合
6268	清泉女学院生活協同組合
6276	大東文化学園生活協同組合
6292	高崎経済大学生活協同組合
6331	千葉商科大学生活協同組合
6349	千葉大学生活協同組合
6357	津田塾大学生活協同組合
6365	電気通信大学生活協同組合
6373	東京医科歯科大学生活協同組合
6381	生活協同組合東京インターカレッジコープ
6403	東京海洋大学生活協同組合
6390	東京外国語大学生活協同組合
6411	東京学芸大学生活協同組合
6420	東京経済大学生活協同組合
6438	東京芸術大学生活協同組合
6446	東京工業高等専門学校生活協同組合
6454	東京工業大学生活協同組合
6462	東京工芸大学生活協同組合
6471	東京大学消費生活協同組合
6489	東京電機大学生活協同組合
6497	東京農業大学生活協同組合
6535	東京農工大学消費生活協同組合
6543	東京薬科大学生活協同組合

コード	会員生協名
6551	東京理科大学消費生活協同組合
6608	東洋大学生活協同組合
6594	東邦大学消費生活協同組合
6632	長野大学生活協同組合
6616	長野県看護大学生活協同組合
6624	長野県短期大学生活協同組合
5997	新潟県立大学生活協同組合
6641	新潟青陵大学・短期大学生活協同組合
6659	新潟大学生活協同組合
6667	日本社会事業大学生活協同組合
6675	日本獣医生命科学大学生活協同組合
6683	日本女子大学生活協同組合
6691	日本赤十字看護大学生活協同組合
6713	一橋大学消費生活協同組合
6721	法政大学生活協同組合
6730	星薬科大学生活協同組合
6942	前橋工科大学生活協同組合
6748	松本大学生活協同組合
6756	武蔵学園生活協同組合
6764	明治学院消費生活協同組合
6772	明治薬科大学生活協同組合
6802	山梨大学生活協同組合
6799	山梨県立大学生活協同組合
6811	横浜国立大学生活協同組合
6918	横浜市立大学生活協同組合
6926	和光学園生活協同組合
6934	早稲田大学生活協同組合
	東海地域
6951	愛知教育大学生活協同組合
6969	愛知県立芸術大学生活協同組合
6977	愛知県立大学生活協同組合
6985	愛知大学生活協同組合
6993	生活協同組合インターカレッジコープ愛知
7108	岐阜市立女子短期大学生活協同組合
7230	岐阜大学消費生活協同組合
7248	金城学院大学生活協同組合
7256	静岡大学生活協同組合
7264	自然科学研究機構岡崎生活協同組合
7272	中京大学生活協同組合
7281	同朋学園生活協同組合*
7299	名古屋工業大学生活協同組合
7302	名古屋市立大学生活協同組合
7311	名古屋大学消費生活協同組合
7329	日本福祉大学生活協同組合
7337	三重県立看護大学生活協同組合
7345	三重大学生活協同組合
7353	三重短期大学生活協同組合
7361	名城大学生活協同組合
	北陸地域
7370	石川工業高等専門学校生活協同組合
7388	金沢大学生活協同組合
7396	富山県立大学生活協同組合
7400	富山大学生活協同組合
7418	富山高等専門学校生活協同組合
7426	福井大学生活協同組合
	京滋・奈良地域
7434	池坊学園生活協同組合
7442	大阪樟蔭女子大学生活協同組合
7469	京都教育大学生活協同組合
7477	京都経済短期大学生活協同組合
7485	京都工芸繊維大学生活協同組合
7612	京都大学生活協同組合
7451	京都橘学園生活協同組合
7493	京都府立医科大学・府立大学生活協同組合
7507	滋賀医科大生活協同組合
7515	滋賀県立大学生活協同組合
7523	滋賀大学大津地区生活協同組合
7531	滋賀大学彦根地区生活協同組合
7540	同志社生活協同組合*
7558	奈良教育大学生活協同組合
7566	奈良県立大学生活協同組合
7574	奈良工業高等専門学校生活協同組合
7582	奈良女子大学生活協同組合
7591	立命館生活協同組合*
7604	龍谷大学生活協同組合

コード	会員生協名
	大阪・和歌山・兵庫地域
7621	大学生活協同組合大阪インターカレッジコープ
7639	大阪教育大学生活協同組合
7647	大阪経済大学生活協同組合
7655	大阪市立大学生活協同組合
7671	大阪大学生活協同組合
7663	大阪千代田短期大学生活協同組合
7680	大阪電気通信大学生活協同組合
7698	大阪府立大学生活協同組合
7761	大手前大学生活協同組合
7779	関西学院大学生活協同組合
7701	近畿大学生活協同組合
7787	甲南女子大学生活協同組合
7795	甲南大学生活協同組合
7809	神戸市外国語大学消費生活協同組合
7817	神戸市立工業高等専門学校生活協同組合
7825	神戸親和女子大学生活協同組合
7833	神戸大学生活協同組合
7841	神戸薬科大学生活協同組合
7710	高野山大学生活協同組合
7850	園田学園女子大学生活協同組合
7728	阪南大学生活協同組合
7868	兵庫県立大学生活協同組合
7744	和歌山県立医科大学生活協同組合
7752	和歌山大学消費生活協同組合
	中国・四国地域
7876	愛媛大学生活協同組合
7884	岡山大学生活協同組合
7892	香川大学生活協同組合
7906	高知県立大学生活協同組合*
7907	高知工科大学生活協同組合
7914	高知大学生活協同組合
7922	四国学院生活協同組合
7931	島根大学生活協同組合
7949	下関市立大学生活協同組合
7957	水産大学校生活協同組合
7965	徳島大学生活協同組合
7973	鳥取大学生活協同組合
7981	梅光学院大学生活協同組合
7990	広島修道大学生活協同組合
8007	広島大学消費生活協同組合
8023	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学生活協同組合
8015	松山大学生活協同組合*
8031	山口大学生活協同組合
	九州地域
8040	大分大学生活協同組合
8066	沖縄大学生活協同組合
8074	鹿児島県立短期大学生活協同組合
8082	鹿児島大学生活協同組合
8091	北九州市立大学生活協同組合
8147	九州工業大学生活協同組合
8171	九州国際大学生活協同組合
8350	九州大学生活協同組合
8368	大学生活協同組合熊本インターカレッジコープアカデミア
8376	熊本大学生活協同組合
8406	佐賀大学生活協同組合
8414	純心大学生活協同組合*
8422	西南学院大学生活協同組合
8431	西南女学院大学生活協同組合
8384	長崎県立大学佐世保校生活協同組合
8392	長崎県立大学シーボルト校生活協同組合
8449	長崎大学生活協同組合
8457	生活協同組合福岡インターカレッジコープ
8465	福岡教育大学生活協同組合
8473	福岡県立大学生活協同組合
8481	福岡女子大学生活協同組合
8490	南九州大学生活協同組合
8503	宮崎大学生活協同組合
7591	立命館生活協同組合(立命館アジア太平洋大学)
8511	琉球大学生活協同組合

*【北海道地域】札幌大=札幌大・札幌大女子短期大学部、北星学園=北星学園大・北星学園大短期大学部、北海学園=北海学園大・北海商科大、酪農学園=酪農学園大・酪農学園大短期大学部 【東北地域】尚絅学院=尚絅学院大・尚絅学院大女子短期大学部、盛岡大=盛岡大・盛岡大短期大学部 【東京地域】足利工業大=足利工大・足利短大 【東海地域】同朋学園=同朋大・名古屋音楽大・名古屋造形大 【京滋・奈良地域】同志社=同志社大・同志社女子大、立命館=立命館大・立命館アジア太平洋大 【中国・四国地域】高知県立大=高知女子大・高知短大、松山大=松山大・松山短大 【九州地域】純心大=長崎純心大

*お選びいただけるご契約タイプは、本パンフレットに掲載のタイプに限らせていただきます。

重要 ①旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合　②申込人と旅行者(被保険者)が異なる場合
上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。

渡航目的

観光・出張・その他

■ご契約タイプ一覧表①　満69才までの方用(ご年令は旅行出発日時点となります。)

短期用　満69才以下

		インフィニティプラン			
		大学生協おすすめ安心プラン	大学生協おすすめスタンダードプラン	クレジットカードホルダー向けプラン※1	
てれコンビニ契約タイプ		93R	91R	9R0	11R
インターネット契約タイプ		N11	N13	インターネット加入不可	N14
保険金額	傷害死亡	3,000万円	1,000万円	補償なし	1,000万円
	傷害後遺障害(後遺障害の程度に応じて)	90万円~3,000万円	30万円~1,000万円	補償なし	30万円~1,000万円
	治療・救援費用(支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限※2(疾病応急治療・救援費用300万円限度)※3			2,000万円(疾病応急治療・救援費用300万円限度)※3
	緊急歯科治療費用※4(支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
	疾病死亡	1,000万円	500万円	補償なし	500万円
	個人賠償責任(支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品(携行品1つあたり10万円限度)(乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	20万円
	旅行事故緊急費用※5(支払限度額)	5万円	5万円	5万円	5万円
保険料	保険期間(以下同様) 1日まで	3,690円	2,740円	2,160円	2,430円
	2日まで	4,500円	3,530円	2,930円	3,070円
	3日まで	5,190円	4,170円	3,550円	3,570円
	4日まで	5,750円	4,710円	4,080円	4,010円
	5日まで	6,620円	5,560円	4,910円	4,730円
	6日まで	7,400円	6,290円	5,620円	5,340円
	7日まで	8,140円	6,950円	6,230円	5,880円
	8日まで	8,820円	7,580円	6,840円	6,390円
	9日まで	9,400円	8,140円	7,380円	6,860円
	10日まで	10,010円	8,690円	7,900円	7,300円
	11日まで	10,600円	9,230円	8,420円	7,750円
	12日まで	11,210円	9,770円	8,920円	8,200円
	13日まで	11,830円	10,370円	9,500円	8,680円
	14日まで	12,320円	10,840円	9,960円	9,070円
	15日まで	12,770円	11,240円	10,340円	9,400円
	17日まで	13,560円	11,920円	10,960円	9,950円
	19日まで	14,700円	12,980円	11,980円	10,830円
	21日まで	15,800円	14,030円	13,000円	11,670円
	23日まで	16,880円	15,000円	13,900円	12,470円
	25日まで	17,930円	15,980円	14,840円	13,260円
	27日まで	19,140円	17,100円	15,920円	14,200円
	29日まで	20,250円	18,100円	16,850円	15,010円
	31日まで	21,450円	19,190円	17,890円	15,910円

長期用　満69才以下

		インフィニティプラン			
てれコンビニ契約タイプ		93S	91S	9S0	11S
インターネット契約タイプ		N15	N17	インターネット加入不可	N18
保険金額	傷害死亡	3,000万円	1,000万円	補償なし	1,000万円
	傷害後遺障害(後遺障害の程度に応じて)	90万円~3,000万円	30万円~1,000万円	補償なし	30万円~1,000万円
	治療・救援費用(支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限※2			2,000万円
	緊急歯科治療費用※4(支払限度額)	補償なし	補償なし	補償なし	補償なし
	疾病死亡	1,000万円	500万円	補償なし	500万円
	個人賠償責任(支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品(携行品1つあたり10万円限度)(乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	20万円
	航空機寄託手荷物遅延※6(支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延費用※7(支払限度額)	2万円	2万円	2万円	2万円
保険料	32日~34日まで	20,670円	17,800円	16,180円	14,380円
	39日まで	21,830円	18,730円	16,970円	15,150円
	46日まで	26,550円	23,130円	21,160円	18,570円
	53日まで	32,050円	28,190円	25,950円	22,490円
	2か月まで	36,950円	32,500円	29,900円	25,890円
	3か月まで	51,950円	46,190円	42,770円	36,570円
	4か月まで	69,990円	62,670円	58,230円	49,430円
	5か月まで	92,780円	83,180円	77,350円	65,400円
	6か月まで	108,180円	96,710円	89,730円	76,050円
	7か月まで	127,070円	113,970円	105,950円	89,490円
	8か月まで	146,890円	131,890円	122,690円	103,460円
	9か月まで	166,540円	149,650円	139,280円	117,320円
	10か月まで	186,500円	167,680円	156,120円	131,370円
	11か月まで	206,070円	185,480円	172,810円	145,240円
	1年まで	225,440円	202,920円	189,060円	158,850円

保険期間6か月超の場合は「出張」目的のみのお引受けとなります。

●「出張」に該当する場合	・教職員の方々の研究など、所属学校の職務に関連する目的で一時的に渡航する場合 ・インターンシップが目的で渡航する場合　※その他、渡航目的に関してご不明な点はお問い合せください。

海外旅行保険 おすすめ!
AIUの海外旅行保険インフィニティプランは、治療・救援費用を無制限※2に補償します。

※1　海外旅行保険がセットされているクレジットカードをお持ちの方向けのプランです。ご加入の際に、お持ちのクレジットカードの種類をお聞きします。ご確認のうえ、ご加入ください。
※2　無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。
※3　疾病応急治療・救援費用は保険期間31日までのご契約に限り、補償の対象となります。
※4　緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となります。ご旅行中に緊急に要した歯科治療費用に限り、10万円をお支払いの限度とします。
※5　旅行行程中の予期せぬ偶然な事故により負担を余儀なくされた、交通費、宿泊施設の客室料、食事代、通信費、渡航手続費、および渡航先で予定していたサービスの取消料等について、保険期間中合計で5万円をお支払いの限度とします。ただし、食事代については5千円を保険期間中の限度とします。また、身の回り品購入費は10万円を保険期間中の限度とします。
※6　1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。
※7　1回の出発遅延など、搭乗不能または着陸地変更につき、2万円をお支払いの限度とします。

補償のご案内

*詳しくは、このパンフレット内P.11~14の「海外旅行保険の概要」をご確認ください。

傷害死亡
ご旅行中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合

傷害後遺障害
ご旅行中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

治療・救援費用
ご旅行中にケガや病気で治療を受けた場合(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む)の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合などさらに、妊娠初期の異常による治療・救援費用(保険期間31日までのご契約の場合)や、行方不明や誘拐が原因による救援者費用など(300万円限度)も補償

疾病応急治療・救援費用
◎保険期間31日までのご契約の場合
旅行出発前の病気で、ご旅行中に応急治療を受けた場合や、3日以上入院し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合(300万円限度)

緊急歯科治療費用
◎保険期間31日までのご契約の場合
ご旅行中、急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を受けた場合など(10万円限度)

疾病死亡
ご旅行中に病気が原因で亡くなった場合(旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含む)

個人賠償責任
ご旅行中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合など

携行品
ご旅行中に携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など

航空機寄託手荷物遅延
ご旅行中、搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、到着後6時間以内に目的地に運搬されなかった場合

航空機遅延費用
ご旅行中に悪天候や機体の異常などの理由で、搭乗予定の航空機が6時間以上遅延したり、欠航・運休になった場合など

旅行事故緊急費用
◎保険期間31日までのご契約の場合
予期せぬ偶然な事故(※)によって次の費用を負担した場合①交通費　②宿泊施設の客室料　③食事代　④国際電話料等通信費　⑤渡航手続費　⑥渡航先での各種サービス取消料など　⑦身の回り品購入費
(※)公的機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により事故の発生が証明されるものに限ります。

保険金お支払件数の約73%が治療や救援にかかわる費用です。(2011年度AIU実績)

無制限*プラン

治療・救援費用が無制限*の「インフィニティプラン」で安心!!

インフィニティプランなら、もう自己負担の心配はありません!

治療・救援費用2,000万円プランの場合 自己負担1,310万円となるところ…

例　アメリカ旅行中に脳卒中で入院。急きょ家族3人を呼び、手術を行う。その後1か月の集中治療室での入院を経て、医師同伴で帰国した。

救援費 130万円 家族の往復航空券(3人分) + 治療費 3,000万円 1か月分の入院費(手術・治療費を含む) + 救援費 180万円 日本への搬送費 = 合計 3,310万円 ▶ インフィニティプランなら自己負担 0円

*無制限とは治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

ご注意

1. 旅行の目的やお申込みの際にお伺いした内容によっては、お引き受けできない場合があります。
2. 「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けできません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
3. この保険は海外旅行、たとえば観光旅行などの目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次のような場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートの提示が必要となることがあります。)
   - 永住権を持っている国へ居住する目的で渡航する場合(アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など)
   - 帰国の予定が不明確な場合
   - 渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合　など

プランが決まったら…　お申込方法はP.3へ

＊お選びいただけるご契約タイプは、本パンフレットに掲載のタイプに限らせていただきます。

重要 ①旅行者（被保険者）が満15才未満（旅行出発日時点）の場合　②申込人と旅行者（被保険者）が異なる場合
上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して3,000万円を上限とさせていただきます。

■ご契約タイプ一覧表②　満69才までの方用（ご年令は旅行出発日時点となります。）

短期用　満69才以下

		寮・ホームステイプラン		
		インフィニティプラン		
	てれコンビニ契約タイプ	83B	81B	51B
	インターネット契約タイプ	S11	S12	S13
保険金額	傷害死亡	3,000万円	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害（後遺障害の程度に応じて）	90万円～3,000万円	30万円～1,000万円	30万円～1,000万円
	治療・救援費用（支払限度額／1事故・1疾病あたり）	無制限※1	無制限※1	2,000万円
		（疾病応急治療・救援費用300万円限度）※2		
	緊急歯科治療費用※3（支払限度額）	10万円	10万円	10万円
	疾病死亡	1,000万円	500万円	500万円
	個人賠償責任（支払限度額／1事故あたり）	1億円	1億円	1億円
	携行品（携行品1つあたり10万円限度）（乗車券・航空券などの場合は5万円限度）	30万円	30万円	20万円
	旅行事故緊急費用※4（支払限度額）	5万円	5万円	5万円
保険料	保険期間（以下同様）1日まで	3,690円	2,740円	2,430円
	2日まで	4,500円	3,530円	3,070円
	3日まで	5,190円	4,170円	3,570円
	4日まで	5,750円	4,710円	4,010円
	5日まで	6,620円	5,560円	4,730円
	6日まで	7,400円	6,290円	5,340円
	7日まで	8,140円	6,950円	5,880円
	8日まで	8,820円	7,580円	6,390円
	9日まで	9,400円	8,140円	6,860円
	10日まで	10,010円	8,690円	7,300円
	11日まで	10,600円	9,230円	7,750円
	12日まで	11,210円	9,770円	8,200円
	13日まで	11,830円	10,370円	8,680円
	14日まで	12,320円	10,840円	9,070円
	15日まで	12,770円	11,240円	9,400円
	17日まで	13,560円	11,920円	9,950円
	19日まで	14,700円	12,980円	10,830円
	21日まで	15,800円	14,030円	11,670円
	23日まで	16,880円	15,000円	12,470円
	25日まで	17,930円	15,980円	13,260円
	27日まで	19,140円	17,100円	14,200円
	29日まで	20,250円	18,100円	15,010円
	31日まで	21,450円	19,190円	15,910円

海外留学保険
おすすめ!
AIUの海外旅行保険インフィニティプランは、治療・救援費用を無制限※1に補償します。

※1　無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。
※2　疾病応急治療・救援費用は保険期間31日までのご契約に限り、補償の対象となります。
※3　緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となります。ご旅行中に緊急に要した歯科治療費用に限り、10万円をお支払いの限度とします。
※4　旅行行程中の予期せぬ偶然な事故により負担を余儀なくされた、交通費、宿泊施設の客室料、食事代、通信費、渡航手続費、および渡航先で予定していたサービスの取消料等について、保険期間中合計で5万円をお支払いの限度とします。ただし、食事代については5千円を保険期間中の限度とします。また、身の回り品購入費は10万円を保険期間中の限度とします。
※5　1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。
※6　1回の出発遅延など、搭乗不能または着陸地変更につき、2万円をお支払いの限度とします。

長期用　満69才以下

		アパート・借家プラン			寮・ホームステイプラン		
		インフィニティプラン			インフィニティプラン		
	てれコンビニ契約タイプ	83W	81W	51Y	83C	81C	51E
	インターネット契約タイプ	S14	S15	S16	S17	S18	S19
保険金額	傷害死亡	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害（後遺障害の程度に応じて）	90万円～3,000万円	30万円～1,000万円	30万円～1,000万円	90万円～3,000万円	30万円～1,000万円	30万円～1,000万円
	治療・救援費用（支払限度額／1事故・1疾病あたり）	無制限※1	無制限※1	2,000万円	無制限※1	無制限※1	2,000万円
	緊急歯科治療費用※3（支払限度額）	補償なし	補償なし	補償なし	補償なし	補償なし	補償なし
	疾病死亡	2,000万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
	個人賠償責任（支払限度額／1事故あたり）	補償なし	補償なし	補償なし	1億円	1億円	1億円
	携行品（携行品1つあたり10万円限度）（乗車券・航空券などの場合は5万円限度）	補償なし	補償なし	補償なし	30万円	30万円	30万円
	航空機寄託手荷物遅延※5（支払限度額）	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延費用※6（支払限度額）	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
	個人賠償責任（長期用）（支払限度額／1事故あたり）	1億円	1億円	1億円	補償なし	補償なし	補償なし
	生活用動産（長期用）（家財・身の回り品など1個あたり10万円限度）（乗車券・航空券などの場合は5万円限度）	100万円	100万円	100万円	補償なし	補償なし	補償なし
保険料	32日～34日まで	23,510円	20,280円	17,220円	21,380円	18,150円	15,090円
	39日まで	24,940円	21,430円	18,250円	22,640円	19,130円	15,950円
	46日まで	30,050円	26,120円	21,990円	27,560円	23,630円	19,500円
	53日まで	35,960円	31,480円	26,240円	33,290円	28,810円	23,570円
	2か月まで	41,350円	36,150円	30,030円	38,450円	33,250円	27,130円
	3か月まで	57,650円	50,820円	41,810円	54,080円	47,250円	38,240円
	4か月まで	77,430円	68,560円	56,070円	73,080円	64,210円	51,720円
	5か月まで	101,880円	90,230円	73,320円	96,870円	85,220円	68,310円
	6か月まで	118,830円	104,870円	85,200円	113,160円	99,200円	79,530円
	7か月まで	139,240円	123,210円	99,840円	132,920円	116,890円	93,520円
	8か月まで	160,620円	142,230円	115,030円	153,660円	135,270円	108,070円
	9か月まで	181,820円	161,090円	130,100円	174,210円	153,480円	122,490円
	10か月まで	203,340円	180,220円	145,380円	195,100円	171,980円	137,140円
	11か月まで	224,450円	199,110円	160,450円	215,570円	190,230円	151,570円
	1年まで	245,330円	217,610円	175,250円	235,840円	208,120円	165,760円

●「留学」に該当する場合	・学生として、現地の大学・語学学校・専門学校などに在籍する場合 ※その他、渡航目的に関してご不明な点はお問い合せください。

補償のご案内

＊詳しくは、このパンフレット内P.11～14の「海外旅行保険の概要」をご確認ください。

○＝セットされます。×＝セットされません。

AIUの海外留学保険は、こんなときお役に立ちます。	短期留学用プラン（31日まで）	長期留学用プラン（保険期間31日超～1年） 寮・ホームステイプラン	長期留学用プラン（保険期間31日超～1年） アパート・借家プラン	補償内容
傷害死亡	○	○	○	留学中に、事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合
傷害後遺障害	○	○	○	留学中に、事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
治療・救援費用	○	○	○	留学中に、ケガや病気で治療を受けた場合（旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む）の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族（その代理人を含みます。）が現地に行く場合など
疾病応急治療・救援費用（保険期間31日までのご契約の場合）	○	×	×	留学出発前の病気で、留学中に応急治療を受けた場合や、3日以上入院し、日本から親族（その代理人を含みます。）が現地に行く場合（300万円限度）
救援者追加費用（治療・救援費用にセットされています。）	○	○	○	留学中に、行方不明になったり、誘拐にあった場合に、親族（その代理人を含みます。）が現地へ行く費用、捜索・救助費用など（300万円限度）を補償
緊急歯科治療費用（保険期間31日までのご契約の場合）	○	×	×	留学中に、急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を受けた場合など（10万円限度）を補償
疾病死亡	○	○	○	留学中に、病気が原因で亡くなった場合（旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含む。）
個人賠償責任	○	○	×	留学中に、他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合など
携行品（携行品1つあたり10万円限度）（乗車券・航空券などの場合は5万円限度）	○	○	×	留学中に、携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など
個人賠償責任（長期用）	×	×	○	留学中に、他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合など さらに、アパートなどの借用住宅の失火責任などにより、家主から損害賠償を請求された場合も補償
生活用動産（長期用）（家財・身の回り品など1個あたり10万円限度）（乗車券・航空券などの場合は5万円限度）	×	×	○	留学中に、携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など さらに、アパートなどの居住施設または宿泊施設に保管中のものが盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合も補償
旅行事故緊急費用（保険期間31日までのご契約の場合）	○	×	×	予期せぬ偶然な事故（※）によって次の費用を負担した場合①交通費　②宿泊施設の客室料　③食事代　④国際電話料等通信費　⑤渡航手続費　⑥渡航先での各種サービス取消料など　⑦身の回り品購入費 （※）公的機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により事故の発生が証明されるものに限ります。
航空機寄託手荷物遅延（保険期間32日以上のご契約の場合）	×	○	○	留学中、搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、到着後6時間以内に目的地に運搬されなかった場合
航空機遅延費用（保険期間32日以上のご契約の場合）	×	○	○	留学中に、悪天候や機体の異常などの理由で、搭乗予定の航空機が6時間以上遅延したり、欠航・運休になった場合など

加入（付保）証明書発行サービスについて

留学手続き、滞在許可証（VISA）申請などで、学校や大使館より加入（付保）証明書の発行を求められることがあります。その場合には、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤル（0120-622-511）へご連絡ください。

ご連絡いただく内容
1. お名前、ご住所（滞在先）、お電話番号（滞在先）
2. 契約証番号
3. 加入（付保）証明書提出先、用途
4. 種類（英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語からお選びください。）
5. 郵送先（FAXの場合は、FAX　NO. をお教えください。）

ご注意
1．お申込みの際にお伺いした内容によっては、お引き受けのできない場合がありますので大学生協・AIU旅行保険ダイヤルへお問い合せください。
2．「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けできません。また、出発後の予定変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
3．この保険は留学の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としております。したがって、次のような場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。（ご加入に際し、確認のためパスポート・ビザのご提示が必要となることがあります。）●永住権を持っている国へ居住する目的で渡航する場合（アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など）　●帰国の予定が不明確な場合　●渡航後（旅行期間の途中から）の加入をご希望の場合 ●留学目的でない場合　など
4．長期用のご契約タイプは、ご年令満69才以下で、現症・既往症（※）のない方を対象としています。
※現症・既往症とは、次の場合をいいます。● 現在、ケガや病気で医師の治療、投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診察、治療、投薬のいずれかをすすめられている。● これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガンを患ったことがある。
5．この保険の最長保険期間は1年です。1年を超える場合、満期前に日本で更改手続きをおとりください。更新手続き（申込み、保険料の払込みなど）は、被保険者本人の委任を受けた日本における代理の方（ご家族、知人など）を介して、ご契約された大学生協・AIU旅行保険ダイヤルにお申し込みください。ただし、更新時に保険金請求内容・告知内容により、契約の延長・継続ができない場合があります。また、満期後にご本人様が海外に滞在したままでは、更改手続きができませんのでご注意ください。（詳しくは、契約証といっしょに送付する「契約のしおり」と同封のチラシをご参照ください。）

プランが決まったら…　お申込方法はP.3へ

留学

「寮・ホームステイプラン」と「アパート・借家プラン」の違い

●留学先にて建物またはマンションの戸室全体を賃借する場合および
家財を購入される場合は、アパート・借家プランをお申し込みください。
＊詳しくは大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでお問い合せください。

携行品と生活用動産（長期用）の比較

○＝補償されます。 ×＝補償されません。

事故状況	プラン名：寮・ホームステイプラン 特約名：携行品	プラン名：アパート・借家プラン 特約名：生活用動産（長期用）	ご注意
携行中 歩行中に、後ろからきたバイクにカバンを引ったくられる。	○	○	●1つ（1点、1組または1対）あたりの補償限度額は、「寮・ホームステイプラン」の「携行品」、「アパート・借家プラン」の「生活用動産（長期用）」ともに10万円となります。 ●「寮・ホームステイプラン」の「携行品」は、保険期間を通じて保険金額が支払限度額となります。 ●「アパート・借家プラン」の「生活用動産（長期用）」は保険年度毎（1年毎）に保険金額が支払限度となり毎年保険金額が復元します。
寮・ホームステイ等の宿泊施設に保管中 寮に戻ったら、ノート型パソコンが盗まれていた。	○	○	
アパート・借家等の居住施設に保管中 アパートに帰宅すると、ノート型パソコンが盗まれていた。	×	○	

個人賠償責任と個人賠償責任（長期用）の比較

事故状況	プラン名：寮・ホームステイプラン 特約名：個人賠償責任	プラン名：アパート・借家プラン 特約名：個人賠償責任（長期用）	ご注意
買い物中 デパートで買物中に、あやまって商品を壊してしまい、デパートより損害賠償を請求される。	○	○	
自転車搭乗中 通学中に自転車で歩行者にぶつかってしまい治療費について損害賠償を請求される。	○	○	
寮・ホームステイ等の（宿泊施設）滞在中 滞在先のストーブから失火してしまい、家主より損害賠償を請求される。	○	○	●居住施設（建物または戸室全体を賃借している場合）の場合、個人賠償責任（長期用）では、火災・爆発・破裂および漏水などによる水濡れにより住宅に与えた損害は、補償の対象となります。
アパート・借家等の（居住施設）滞在中 滞在先のストーブから失火してしまい、家主より損害賠償を請求される。	×	○	
寮・ホームステイ等の（宿泊施設）滞在中 滞在先のガラスをあやまって割ってしまい賠償責任を負った。	○	○	●寮・ホームステイ等の宿泊施設の場合、宿泊施設のガラスなど備付けの設備をあやまって破損してしまった場合には、個人賠償責任・個人賠償責任（長期用）いずれでも補償できますが、アパート・借家等の居住施設では補償されません。
アパート・借家等の（居住施設）滞在中 滞在先のガラスをあやまって割ってしまい賠償責任を負った。	×	×	

大学生協がおすすめするAIUの海外旅行保険・海外留学保険のお申込みにあたって

【お電話をいただく前に、必ずお読みください。】

●必ず、海外に行かれるご本人様よりお電話ください。
（お電話の音声によってご本人確認をさせていただくため、お電話のお手続きでは、代理の方のお手続きを承ることができません。予めご了承ください。）

●AIU保険会社では、損害保険事業の適正な運営を行うために海外旅行保険・海外留学保険のお引受けに際しまして、海外旅行保険の補償の対象となる方（＝被保険者の方）の**保険期間・渡航目的・年令・既往歴・在留資格の有無など**により、お引受け内容の制限（保険金額など）などをさせていただく場合があります。

詳細は、お電話いただいた際に**大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤル**
【0120−622−511】にてご案内します。
（通話料無料）

（ご注意）

●お電話の中でご本人様であることの確認をさせていただきます。
●伺った内容の再確認のため音声録音をさせていただいておりますので、予めご了承ください。
●お伺いした内容によっては、別のお申込方法をご案内する場合があります。
●コンビニで保険料をお支払いいただいた時点で保険契約は成立します。保険契約証が、お手元に届くまでに5〜10日程度かかる場合があります。保険契約証がご出発までにお手元に届かない場合でも補償（保険金支払）は開始されます。ご出発までに保険契約証が必要な場合には、ご出発の2週間前までにお申し込みください。

大学生協では、特に、「長期の留学の方」「治療・救援費用無制限プランをご希望の方」「病気（既往症・持病）をお持ちの方（保険期間31日までのご契約）」に、AIUの海外旅行保険・海外留学保険のご加入をおすすめしています！

海外旅行保険の概要（裏表紙の「用語のご説明」も一緒にご覧ください。）

●保険期間（保険のご契約期間）が旅行期間と異なる場合、下記「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

傷害死亡

保険金をお支払いする場合

旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき

お支払いする保険金

傷害死亡保険金額の全額を被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。

注 同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。
お支払い額＝傷害死亡保険金額－すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額

保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由により生じたケガ
◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失　◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為　◎脳疾患、疾病、心神喪失　◎妊娠、出産、早産、流産　◎被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故　◎戦争、革命などの事変　◎放射線照射、放射能汚染　◎**旅行行程開始前または終了後に発生したケガ**　…など

傷害後遺障害（区分表型）（後遺障害保険金の支払対象拡大に関する特約セット）

保険金をお支払いする場合

旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたとき

お支払いする保険金

後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。

注 保険期間（保険のご契約期間）を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

①次のような事由により生じたケガ
◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失　◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為　◎脳疾患、疾病、心神喪失　◎妊娠、出産、早産、流産　◎被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故　◎戦争、革命などの事変　◎放射線照射、放射能汚染　◎**旅行行程開始前または終了後に発生したケガ**
②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの　…など

治療・救援費用（救援者費用等追加補償特約セット）（妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット〈保険期間31日までの契約にセットされます。〉）

保険金をお支払いする場合

●傷害治療費用部分
旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき

●疾病治療費用部分
①「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」（※1）により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したとき
②旅行行程中に感染した感染症（※2）により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したとき

●救援費用部分
①◎旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき　◎旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡したとき　◎旅行行程中に発病した病気（旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。）が原因で旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき
②旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは旅行行程中に発病した病気（旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。）が原因で継続して3日以上入院（※3）したとき
③旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要なとき
④旅行行程中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき　…など

（※1）その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。
（※2）感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
（※3）医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

お支払いする保険金

●傷害・疾病治療費用部分
1回のケガ、病気につき、被保険者が現実に支出した費用で、社会通念上妥当な次の費用を治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
①診療費関係（保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。）、緊急移送費、ホテル客室料（治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料）、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に支出した金額。
②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。
③医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。）
④法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

注1 日本国内で治療を受けられ、健康保険や労災保険などから支払いがなされ被保険者が支払わなくてもよい場合、または海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分を差し引いてお支払いします。
注2 被保険者が健康診断または予防接種を受けたときに支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。

●救援費用部分
保険契約者、被保険者またはその親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、治療・救援費用保険金額をもって1回の事故などの支払いの限度とします。（「保険金をお支払いする場合」の④の場合は、300万円上限）
①捜索救助費用
②現地までの航空運賃などの往復運賃（救援者3名分まで）
③現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救援者3名かつ1名につき14日分まで）
④現地からの移送費用
⑤遺体処理費用（100万円まで）（ただし、花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。）
⑥諸雑費（救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費など合計で20万円まで）

保険金をお支払いできない主な場合

①次のような事由により生じた費用
◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失　◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為（自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用を除きます。）　◎被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故（死亡した場合の救援費用を除きます。）◎戦争、革命などの事変　◎放射線照射、放射能汚染
②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
③妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気（ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。）
④歯科疾病（ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。）
⑤カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療　…など

疾病に関する応急治療・救援費用〈保険期間31日までの契約にセットされます。〉

保険金をお支払いする場合

●疾病治療費用部分
旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。）が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化（※1）により医師の治療を受けたとき

●救援費用部分
旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。）が原因で旅行行程中にその症状の急激な悪化（※1）により3日以上続けて入院（※2）したとき

（※1）症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
（※2）医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

お支払いする保険金

●疾病治療費用部分
実際に支払われた治療費などのうち社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金

P.12へ続く

P.11の続き

額をお支払いします。

●救援費用部分
保険契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。
◎救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費（救援者3名分まで）　◎救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名かつ1名につき14日分まで）　…など

注1 治療・救援費用の保険金額が300万円以上の場合は、1回の病気につき支払限度額が300万円となります。
注2 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。
注3 旅行行程中も支出することが予定されていた次の費用はお支払いの対象となりません。
◎透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用　◎インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用
注4 次の費用はお支払いの対象となりません。
◎温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用　◎あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用　◎運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用　◎臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用　◎眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用　◎毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用　◎不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

保険金をお支払いできない主な場合

◎旅行行程終了後に治療を開始した場合　◎治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合　◎旅行開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。）　…など

緊急歯科治療費用〈保険期間31日までのご契約タイプにセットされます。〉

保険金をお支払いする場合

旅行行程中に生じた歯科疾病症状（※）の急激な発症・悪化により旅行行程中に歯科医師による緊急歯科治療を開始した場合
（※）装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。

注 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。

お支払いする保険金

被保険者が現実に支出した次の費用を、10万円を限度としてお支払いします。ただし、旅行行程中に要した費用に限ります。
①診療費、処置費および手術費　②薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
③X線検査費、諸検査費および手術室費　④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用

注 緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いできない主な場合

義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷、ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為　…など

歯科治療費用

保険金をお支払いする場合

旅行行程中に歯科疾病を発病し、歯科医師による歯科治療を開始された場合に保険金をお支払いします。（ただし、初年度契約については、保険期間の初日から90日までの間に発病した場合はお支払いの対象となりません。）

お支払いする保険金

次の所定の費用のうち実際に支出した費用で社会通念上妥当な金額に縮小割合（50%）を乗じた額を歯科医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用を10万円を限度としてお支払いします。（保険期間が1年を超える契約の場合には、保険年度を通じてのお支払いの限度とします。）①診察費、処置費および手術費②薬剤費、治療材料費および医療器具使用料③X線検査費、諸検査費および手術室費④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用

注 日本国内で治療を受けられ、健康保険や労災保険などから支払いがなされ被保険者が支払わなくてもよい場合、または海外においても同様の制度がある場合は、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分を差し引いてお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

①次のような事由により生じた費用
◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失　◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為　◎麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用　◎戦争、革命などの事変　◎放射線照射、放射能汚染
②歯科治療を伴わない検査費用
③予防治療、矯正治療（歯並び、歯のすき間もしくはかみ合わせなどの矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をいい、顎関節症の治療を含みます。）　…など

疾病死亡

保険金をお支払いする場合

①旅行行程中に病気により死亡したとき
②「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」（※）により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき（ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。）
③旅行行程中に感染した感染症（治療・救援費用●疾病治療費用部分②に記載の感染症）により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき
（※）その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。

お支払いする保険金

疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

①次のような事由により生じた病気
◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失　◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為　◎戦争、革命などの事変　◎放射線照射、放射能汚染
②妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気
③歯科疾病　…など

個人賠償責任

保険金をお支払いする場合

旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物（※）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき
（※）保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。

お支払いする保険金

1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。

注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。
注2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。
注3 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

保険金をお支払いできない主な場合

①次のような事由により生じた損害
◎保険契約者または被保険者の故意　◎戦争、革命などの事変　◎放射線照射、放射能汚染
②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害
◎被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任　◎同居の親族に対する損害賠償責任　◎自動車（※1）、船（※2）、航空機、銃器などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任　◎受託物に対する損害賠償責任（他人から借りた物を含みます。）　◎汚染物質に起因する損害賠償責任　◎心神喪失に起因する損害賠償責任　◎罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任　…など

（※1）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルなどはお支払いの対象となります。
（※2）ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。

携行品

保険金をお支払いする場合

旅行行程中に携行品（※）が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けたとき

（※）携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行う為の用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内）の物、別送品などは含みません。

お支払いする保険金

携行品1つ（1点、1組または1対）あたり10万円を限度として損害額（※）をお支払いします。
（※）損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。

注1 乗車券・航空券などは、事故後に支出した費用で合計5万円を限度とします。

P.13へ続く

P.12の続き

お支払いする保険金	注2 お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 注3 旅券については、その再発給または渡航書発給の費用（領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄の在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料などをいいます。）を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。 注4 自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた損害 ◎**携行品の置き忘れ、紛失** ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ◎被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 ◎没収、破壊など、携行品に対する国や公共団体の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊を除きます。） ◎携行品の欠陥または自然の消耗 …など 注 レンタル業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じレンタル業者から損害賠償を請求された場合は、左記「個人賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。

個人賠償責任（長期用）

保険金をお支払いする場合	保険期間（保険のご契約期間）中の日常生活に起因する偶然な事故、または渡航の目的のために供される宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物 注1 を壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負ったとき。 注1 レンタル業者から直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および客室内の動産、居住施設および部屋内の動産 注2 を含みます。 注2 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋の損害、部屋以外の損害の場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水漏れにより与えた損害に限ります。
お支払いする保険金	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 注2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。 注3 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。
保険金をお支払いできない主な場合	①次のような事由により生じた損害 ◎保険契約者または被保険者の故意 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害 ◎被保険者の職業上の行為（アルバイトを含む）に関する損害賠償責任 ◎親族に対する損害賠償責任 ◎自動車（※1）、船（※2）、航空機、銃器などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ◎心神喪失に起因する損害賠償責任 …など （※1）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルなどはお支払いの対象となります。 （※2）ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。

生活用動産（長期用）

保険金をお支払いする場合	海外現地の宿泊・居住施設に保管中の物および通学・買物・旅行などの際に携行している身の回り品（被保険者が旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。）が、火災・盗難などの偶然な事故により損害を受けたとき 注 現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、別送品などは含みません。
お支払いする保険金	家財・身の回り品など1個（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券などの場合は5万円）を限度としてその損害が生じた地および時における保険の目的の価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、保険金額をもって同一保険年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。旅券については、その再発給または渡航書発給の費用（領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄の在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料などをいいます。）を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた損害 ◎保険契約者、被保険者または保険金を受けとるべき者の故意または重大な過失 ◎被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 ◎差押え、没収 ◎欠陥、自然の消耗、さび、変色 ◎修理、調整作業上のミス ◎詐欺、横領 ◎紛失、置き忘れ ◎塗料のはがれなど外観のみの損傷 …など

旅行事故緊急費用〈保険期間31日までのご契約タイプにセットされます。〉

保険金をお支払いする場合	旅行行程中の予期せぬ偶然な事故（※）により被保険者が旅行行程中に下記費用の負担を余儀なくされたとき ①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代（注1） ④国際電話料など通信費 ⑤旅券印紙代、査証料、予防接種料などの渡航手続費 ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料など ⑦身の回り品購入費（注2） （※）公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行業者（ツアーオペレーターを含む）によって、事故の発生が証明されるもの 注1 食事代については、a.またはb.のいずれかに該当した場合に限りお支払いします。 a.搭乗予定の航空機について6時間以上の出発遅延、欠航・運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗していた航空機の着陸地変更により、6時間以内（※）に代替となる他の航空機を利用できないとき （※）着陸地変更の場合は、着陸時刻から6時間以内を指します。 b.航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき 注2 身の回り品購入費については以下の費用に限りお支払いします。 旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったために、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に負担した費用
お支払いする保険金	実際に支出した上記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。ただし、払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額などを除きます。 （※）費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。 注 お支払いする保険金は、保険期間を通じて上記①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が限度となります。ただし、③食事代については旅行事故緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、⑦身の回り品購入費については、別途、旅行事故緊急費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた費用 ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◎被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ◎むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ◎妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気 ◎歯科疾病 ◎乗客として搭乗（予定）の運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 …など

航空機寄託手荷物遅延〈保険期間32日以上のご契約タイプにセットされます。〉

保険金をお支払いする場合	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったとき
お支払いする保険金	航空機到着後96時間以内に被保険者が目的地において負担した必要不可欠な衣類、生活必需品、身の回り品の購入費（貸与を受けたときの費用を含みます。）を、1回の寄託手荷物遅延につき10万円を限度としてお支払いします。 ただし、寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入しまたは貸与を受けたことによる費用を除きます。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた費用 ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 …など

航空機遅延費用〈保険期間32日以上のご契約タイプにセットされます。〉

保険金をお支払いする場合	**〈出発遅延等〉**搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき ◎6時間以上の出発遅延 ◎欠航・運休 ◎航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ◎搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき **〈乗継遅延〉**航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき
お支払いする保険金	**〈出発遅延費用等・乗継遅延費用〉** 出発地（または乗継地・着陸地）において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなど客室料、食事代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをお支払いします。ただし、1回の出発遅延等または乗継遅延につき、2万円をお支払いの限度とします。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた費用 ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 …など

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

「海外旅行保険」をご契約いただくお客さまへ

2013年10月1日以降
補償開始契約用
（2013年8月版）

AIU損害保険株式会社

（必ずお読みください。 ⚠ 印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。ご質問・ご相談などのお問合せ先につきましては、最終ページにてご確認ください。）

契約概要のご説明

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。またこの説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。ご不明な点については、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでお問い合せください。

1. 商品の仕組み

この商品は、海外旅行保険の旅行行程中（注1）に被保険者（保険の対象となる方、以下「被保険者」といいます。）がケガをしたときや病気になったときなどを主に補償する保険です。各補償内容など詳細につきましては「2.補償の内容」にてご確認ください。

事由 ＼ 主な補償項目	ケガによる			病気による	
	死亡	後遺障害	入院・通院	入院・通院	死亡
傷害死亡	○	×	×	×	×
傷害後遺障害	×	○	×	×	×
治療・救援費用	×	×	○	○	×
疾病死亡	×	×	×	×	○

○：補償対象です。
×：補償対象ではありません。

（注1）「旅行行程中」とは、保険証券（契約証）記載の被保険者がご契約の海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。なお、保険期間（保険のご契約期間、以下「保険期間」といいます。）が旅行期間と異なる場合、「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

2. 補償の内容

（1）保険金をお支払いする主な場合

ご契約タイプによって、セットされる特約やご契約の内容が異なります。ここでは主な補償項目についてご案内いたします。詳細やその他の補償項目につきましては、保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。

①傷害死亡	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
②傷害後遺障害	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
③治療・救援費用	旅行行程中にケガや病気で治療を受け（旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含みます。）、治療費を負担した場合や、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族（その代理人を含みます。）が現地に行く場合など
④疾病死亡	旅行行程中に病気が原因で死亡した場合（旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に死亡した場合を含みます。）

⚠（2）保険金をお支払いできない主な場合

海外旅行保険普通保険約款および前記で補償内容をご案内した補償項目に関する主なお支払いできない場合を記載しています。詳細やその他の補償項目については保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失（損害賠償責任を補償する特約においては「故意」のみ）
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転中の事故
- ④戦争、革命などの事変
- ⑤放射線照射、放射能汚染
- ⑥頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ⑦旅行出発前の既往症または持病による治療費など
- ⑧カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療
- ⑨事故が生じたときまたは弊社が保険金を支払うべきときに、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がテロリストなどに該当するとき
  （注）テロリストなどとは、米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control）が制裁対象としてリスト（http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/sdn/t11sdn.pdf）に掲載している、テロリスト、テロリスト組織に属する者、麻薬密売人または核兵器、化学兵器、生物兵器を製造もしくは拡散する者などをいいます。
- ⑩弊社が告知を求めた渡航先において生じた事故であるとき。保険契約を結ぶ際にその渡航先への渡航の予定がなかった場合など、いかなる場合においても、同様となります。 など

3. 特約およびその概要

ご契約にセットされている特約について、特にご注意いただきたい点を記載しています。詳細およびその他の特約については保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。

<「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」に関するご注意>
保険期間が31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」がセットされている場合、「2.補償の内容(2)保険金をお支払いできない主な場合」に関わらず、「ご旅行前の病気に対する応急治療」を所定の金額を限度に補償します。また、この特約がセットされる保険契約の保険期間は、延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、この特約はセットされません。

<「緊急歯科治療費用補償特約」および「旅行事故緊急費用補償特約」に関するご注意>
「緊急歯科治療費用補償特約」、「旅行事故緊急費用補償特約」がセットされている保険契約の保険期間は、延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、これらの特約はセットされません。
※延長手続きについては「その他のご注意」の「2.ご契約後にご注意いただきたいこと」にてご確認ください。

4. 保険期間

保険期間は、海外旅行のために住居を出発してから住居に帰られるまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。(なお、保険期間内でも、住居に帰られた時に保険は終了します。)実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。なお、満期日の管理とご継続の手続きは、保険契約者ご自身で行っていただくことが原則となりますので、ご留意ください。

5. 引受条件(保険金額など)

(1)ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同一の補償内容を提供する他の保険契約などをお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。(年令、健康状態、お仕事内容、保険金額の自社他社合算の合計額、渡航先(注)、旅行目的、その他の事由からご希望のプランのお引受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。)
(注)「キューバ」が渡航先に含まれる場合にはお引き受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(2)保険契約者と被保険者が異なり被保険者の同意の署名が無い場合、または被保険者が旅行出発日時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1,000万円(旅行目的が留学、学校旅行の場合は3,000万円)を上限とさせていただきます。

6. 保険料

保険料は、ご契約金額、保険期間、ご年令などによって決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書に記載されたものになりますので必ずご確認ください。
なお、見込被保険者数に基づいて、暫定保険料を払い込みいただいている契約の場合、保険期間終了後に、確定保険料との間で精算が必要となります。差額保険料を追加で請求または返還する場合がありますので、ご了承ください。

7. 保険料の払込み

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に全額払い込みください。(一時払)

8. 満期返れい金および配当金

「海外旅行保険」には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

9. 解約時の返還保険料の有無

ご契約を解約される場合は、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルにご連絡ください。
なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち、残っている保険期間の保険料を解約時の返還保険料としてお支払いする場合があります。
なお、ご契約者から書面による通知をいただいた日を、解約日とします。
計算式:(返還保険料)=(契約時払込保険料)−(原保険期間開始日から解約日までの保険期間に相当する保険料)

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。
また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでお問い合せください。

1. クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約の申込後であってもお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。
なお、保険期間が1年以下のご契約、法人または法人ではない社団・財団などが締結されたご契約などはクーリングオフはできませんので、ご注意ください。詳しくは海外旅行保険・ご契約のしおり(保険小冊子)内に記載のクーリングオフについての説明をご参照ください。

2. 告知義務など

(1)告知義務
①ご契約者や被保険者には、保険契約の締結に際し、保険会社が契約上重要として回答を求めた事項(告知事項)に対し、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
ア.ご契約のお申込みにあたっては、年令、旅行先、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、他の傷害保険契約(注)、過去における保険金請求・受領の有無、旅行行程中の職作業または危険な運動の有無などの告知事項について書面でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引き受けできるかどうか判断させていただいております。
イ.他のご契約者との公平性を保つため、健康状態やお仕事の内容などによっては、新規・継続にかかわらず、ご契約をお断りさせていただくことがあります。
ウ.他の傷害保険契約(注)については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものです。
(注)「他の傷害保険契約」とは、他の海外旅行保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険などの傷害保険および同一の補償内容を提供する共済をいいます。

②故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には「告知義務違反」としてご契約を解除させていただくことがあります。また、保険金などをお支払いできないことがあります。
③上記告知につきましては、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルにご連絡ください。(弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、告知の受領権も有しています。)

(2)通知義務<保険契約の締結後に、弊社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務>
ご契約後、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間中に行う職務を変更されるときは、遅滞なく大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルにご連絡ください。また、下記のような職務に変更となる場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。詳細は大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでお問い合せください。
・プロボクサー、プロレスラー、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職務

3. 責任開始日

(1)保険責任は保険証券(契約証)に記載された保険期間の初日の午前0時以降で、海外旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。
(2)保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

保険金をお支払いできない主な場合については以下をご確認ください。
●「契約概要のご説明2.補償の内容(2)保険金をお支払いできない主な場合」
●「注意喚起情報のご説明2.告知義務など(1)告知義務、(2)通知義務」
●「その他ご注意2.ご契約後にご注意いただきたいこと(5)重大な事由による解除」

5. 解約時の返還保険料

解約時の返還保険料の有無などについては、前記の「契約概要のご説明9.解約時の返還保険料の有無」にてご確認ください。

6. 保険会社破綻時の取扱い

(1)保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
(2)損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金、返還保険料などは原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
なお、損害保険会社が破産手続き開始の決定を受けた場合でも、その決定を受けた日から3か月までは、保険契約を解約することができます。

7. 個人情報の取扱い

(1)個人情報の利用目的
弊社はこのご契約に関する個人情報を以下の目的のため利用します。
①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務

(2)個人情報の提供
あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。
①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
②再保険(再々保険以降の出再を含みます。)のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合
③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合
④事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社などの間で確認する場合(同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。)
⑤保険金のお支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者など)に提供する場合
⑥その他法令に根拠がある場合

(3)個人情報の取扱いに関するお問合せ先
AIUお問合せ窓口:電話 0120-336-112(通話料無料)(受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く午前9時〜午後5時)
弊社の個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。(URL: http://www.aiu.co.jp)

その他のご注意

1. お申込みの際、ご注意いただきたいこと

(1)保険契約申込書に「ご記名・ご捺印」または「ご署名」をされる前に、再度申込書の記載事項をご確認ください。
保険契約申込書に記載されていることに間違いはありませんか。
①知っている事実を記入されなかったり、または事実と異なることを記入されていませんか。
②死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者とする契約を結ぶときは、必ず被保険者の同意を得てください。同意を得ないで他人を被保険者とする保険契約を結んだときは、保険契約は無効となります。ただし、死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人である場合を除きます。
(2)保険料は、ご契約と同時に払い込みください。
保険契約では、保険会社(代理店)が保険料を領収してはじめて保険金お支払いの責任を負うことになっていますので、保険料は必ずご契約と同時に払い込みください。
(3)被保険者の年令や告知内容により、前契約と同じ条件でご契約を継続できない場合があります。
(4)ピッケルなどの登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツを行う場合または危険な職業に従事する場合は原則としてお引き受けできません。お引き受けできる場合でも割増保険料が必要です。割増保険料を払い込みいただいていない場合は保険金が削減される場合があります。
(5)申し込み時に日本国外で永住権を持って居住している方は、保険のお引受けはできません。また、申込み時に既に海外へ渡航されている方や、海外からの申込みの場合も、保険のお引受けはできません。
(6)ご契約者と被保険者が異なる場合は、保険の約款およびこの説明書の内容を被保険者にご説明ください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

(1)保険証券(契約証)の保管
保険証券(契約証)は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券(契約証)の表示内容および保険の約款をご確認のうえ、大切に保管してください。

(2)保険契約者の住所変更
ご契約後、保険契約者が住所または通知先を変更したときは、ただちに大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルにご連絡ください。重要なお知らせがお届けできない場合がありますので、ご協力をお願いします。

(3)旅行日程の変更の場合の保険期間延長手続きについて
ご旅行中に、旅行日程の変更などで保険期間の延長をご希望の場合には、満期前に被保険者本人の委任を受けた日本における代理の方(ご家族・知人など)を介して、ご契約された大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルにてお申し込みください。満期後に延長のお手続きはできませんのでご注意ください。また、ご契約の内容などによっては保険期間の延長をお申出をお受けできないことがあります。

(4)被保険者からの解約請求
被保険者がご契約者以外である契約について、被保険者となることに同意していなかったなどの場合は、ご契約者に対してこの被保険者の部分に限り保険契約の解約を求めることができます。詳細については、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでお問い合せください。また、本内容については、ご契約者から被保険者全員にお知らせください。

(5)重大な事由による解除
次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。
①多重契約により被保険者(保険の対象となる方)の保険金額(ご契約金額)が著しく過大になる場合
②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故などを起こした場合
③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
④被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
など
なお、この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。また、既に保険金をお支払いしていた場合には、その保険金を返還していただくことがあります。

(6)その他
①ご契約の約款は日本国の法律に準拠します。
②ご契約について係争が生じた場合は、日本国内における裁判所に提起するものとします。

3. 事故が起きた場合

(1)保険金のお支払いの流れ(事故の内容や状況などによっては、異なった流れとなる場合もあります。)

1 【お客さま】 事故のご連絡
お客さまのおケガ・ご病気のご様子、治療状況などについて、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでご連絡ください。

【AIU】必要書類のご案内など
お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容、保険金請求に必要な書類についてご案内します。

2 【お客さま】 書類のご手配・ご提出
保険金請求書などへのご記入、診断書などのご手配をいただき、ご提出ください。

【AIU】ご請求内容の確認
保険金をお支払いするために必要な確認をします。
保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

3 【お客さま】 保険金のお受取り
お支払金額、お支払先などをお客さまに書面でご案内しますので、ご確認ください。

(2)事故のご連絡
万一、事故が起きた場合には、事故の発生の日から30日以内に弊社事故受付センターなどにご連絡いただき、その後の手続きについてご相談ください。なお、その損害が拡大しないように適切な処置を行ってください。また、被害者との間で賠償額を決定(示談)される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(3)弊社に相談いただきたいこと
損害賠償責任を補償する保険金(特約)に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときには、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(4)保険金のご請求とお支払いについて
①保険金のご請求に必要な主な書類は次のとおりです。(お支払する保険金の種類や事故の内容または損害の額などにより異なります。また、保険金のご請求内容により、ご提出いただく書類の一部の省略が可能な場合があります。詳細については、事故のご報告をいただいた後にご案内させていただきます。)
なお、弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

海外旅行保険保険金請求書類

		保険金の請求に必要となる書類
各保険金共通	保険金の請求書など	・海外旅行保険 保険金請求書兼同意書(海外旅行保険・ご契約のしおり(保険小冊子)に封入されています。弊社ホームページからもダウンロードしていただけます。) ・保険証券(契約証)、印鑑証明書(保険金受取人、相続人、代理人など) ・パスポート(写し)、被保険者の渡航期間・渡航国・渡航目的などを確認できる契約者備付の帳簿(包括契約の場合)、医療情報、個人情報にかかわる調査の同意書 など
	事故の発生状況や、保険金のお支払いの対象となる事故であることなどを確認する書類	・事故の種類や発生場所ごとに、公の機関(やむを得ない場合は第三者)の発行する証明書(交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書、遅延/欠航証明書など) ・免許証などの資格証明書 など
	保険金請求者が被保険者であることを証明する書類	・住民票、健康保険証、戸籍謄本 など
	法定相続人を確認する書類	・法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書 など
	保険金の代理請求を確認する書類	・代理請求者の資格確認書類(戸籍謄本、印鑑証明書 など)
死亡を確認する書類		・死亡診断書または死体検案書、被保険者の戸籍謄本 など
後遺障害の程度を確認する書類		・後遺障害診断書、検査資料(画像・病理等の臨床検査記録) など
治療費用・投薬等の金額および入院・通院などの状況・診療内容を確認する書類		・診断書、診療報酬明細書、治療費用・処方箋代や薬代等の領収書やレシート など
賠償責任補償に関する確認書類		・修理見積書、被害品のリスト、損傷個所の写真、その他法律上の損害賠償責任額を確認できる書類 ・示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを確認する書類 ・賃貸業者からの賃貸契約書または賃貸契約領収書 など
携行品や留守宅の家財などの損害および損害の額を確認する書類		・被害品のリスト ・修理見積書、損傷個所の写真 ・修理不能証明書(修理業者発行)(修理が不可能な場合) ・損害品を購入(取得)したときの領収書、保証書、取扱説明書 ・被害が生じた物の所有を確認できる書類 など
航空機や寄託手荷物の遅延によって生じた費用の確認書類		・ホテル等客室料、食事代、交通費および国際電話料等の通信費などの領収書 ・旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用の領収書 ・寄託手荷物である下着、洗面用具等の必需品の購入または貸与を受けたときの費用の領収書 など
救援者費用の確認書類		・捜索救助費用の領収書や支払証明 ・航空運賃等交通費、救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃の領収書 ・宿泊施設の客室料、現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料の領収書 ・遺体輸送費用または転院などのための移転費 ・死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用の領収書 ・諸雑費、救援者の渡航手続費ならびに救援者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等の領収書 ・旅券印紙代、査証料、予防接種料等の領収書 など

②弊社が求めた必要書類が揃った日(請求完了日)からその日を含めて30日以内に、ケガ・病気の程度や保険金のお支払い対象となる事故か否かなど、保険金のお支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、次の場合は30日を超える場合がありますので、その場合は別途ご案内します。
ア.医療機関などの専門的な判断、後遺障害の認定、公的機関の調査結果など、外部の判断が必要な場合
イ.保険金のお支払いに必要な調査に対し、妨害などがあった場合 など
③損害賠償責任を補償する特約においては、被害者(事故の相手方)に先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。
④他に同種の補償をする保険契約などがある場合のお支払方法
他に同一の事故に対して補償を受けられる保険契約や共済がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする前に他の保険契約(共済を含みます。)により保険金などが支払われるときは、その金額を損害・費用の額から差し引いて保険金をお支払いします。
万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けた場合には、弊社が支払った保険金を返還していただくことがあります。

(5)保険金ご請求の期限(時効)
保険金請求権には時効(3年)がありますので、ご注意ください。

4. 共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問合せ先

1.保険に関するお問合せ・ご相談・苦情	
●右記大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでご連絡ください。	大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤル 電話 0120-622-511 (通話料無料) 受付時間:午前9時~午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)
2.事故のご報告・保険金のご請求	
右記AIU事故受付センターまでご連絡ください。 (注)事故以外の各種お問合せは上記1.へお願いします。	AIU 事故受付専用ダイヤル 電話 0120-04-1799 (通話料無料) (受付時間:24時間365日)
3.弊社の契約する指定紛争解決機関	
弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は右記ホームページをご覧ください。	保険オンブズマン 電話 03-5425-7963 (受付時間:午前9時~12時、午後1時~5時 土・日・祝日・年末年始等を除く) ホームページ: http://www.hoken-ombs.or.jp

IP電話をご利用の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。
ご不明な点については、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでお問い合せください。

本契約全般に関するお問合せ先 大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤル **0120-622-511** [受付時間 9:00AM~5:00PM 土・日・祝日・年末年始を除く]

IP電話をご利用の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

海外旅行保険 ご契約内容確認事項(意向確認事項)

本書面は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただくために、ご提案しました保険商品がご契約者のご希望に合致した内容であること、ご契約をされる上で特に重要な事項の欄に正しくご回答されていることを確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認ください。確認後のご提出は不要ですが、念のためお手元に保管ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでお問い合せください。

ご契約者にご確認いただく欄

(1)保険商品が以下の点でご契約者のご希望に合致した内容になっていることをご確認ください。
ご希望に合致していない場合は、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでお申し出ください。
□保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) ※お支払事由の詳細については重要事項説明書、パンフレットなどにてご確認ください。
□保険金額(ご契約金額)
□保険期間(保険のご契約期間。旅行期間に合わせて設定ください。)
□保険料

(2)お申込時にお電話でご回答いただいた事項につき、以下の点をご確認ください。万一、誤りがあった場合は訂正が必要になりますので、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルまでお申し出ください。
□申込手続の際告知いただいた事項のうち、「他の保険契約の告知欄」は正しくご回答いただいていますか?
□旅行中に従事する職務がある場合、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルにお申し出いただきましたか?
□旅行中に危険な運動を行う場合、大学生協・AIU海外旅行保険ダイヤルにお申し出いただきましたか?